

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	生涯学習センター
委 託 業 務 名	大津市生涯学習センター夜間・休館時機械警備業務
委 託 業 務 場 所	大津市本丸町
概 要	夜間・休館時における機械（SPアラームシステム）による警備業務
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	2,791,800円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県大津市末広町1-1 〔名 称〕 セコム 株式会社 滋賀統轄支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	機械警備については、業務を遂行するために受託業者所有の機器等を設置する必要がある。生涯学習センターにおいては、既に今年度の受託業者の機器等が設置されており、業務も良好に遂行されている。委託業者を変更した場合、機器の取替等の作業が必要となるが、当該業務は一日も欠かせない業務であることから、施設機器等の取替作業を行うことは現実的に困難であり、機器等の撤去及び設置費用もかかることから、当該業者と随意契約を締結するものである。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。